

給水装置設置にかかる加入金取扱基準

泉佐野市水道事業給水条例第30条の2に基づく、加入金徴収事務取扱要綱の具体的な取扱基準は、次のとおりとする。

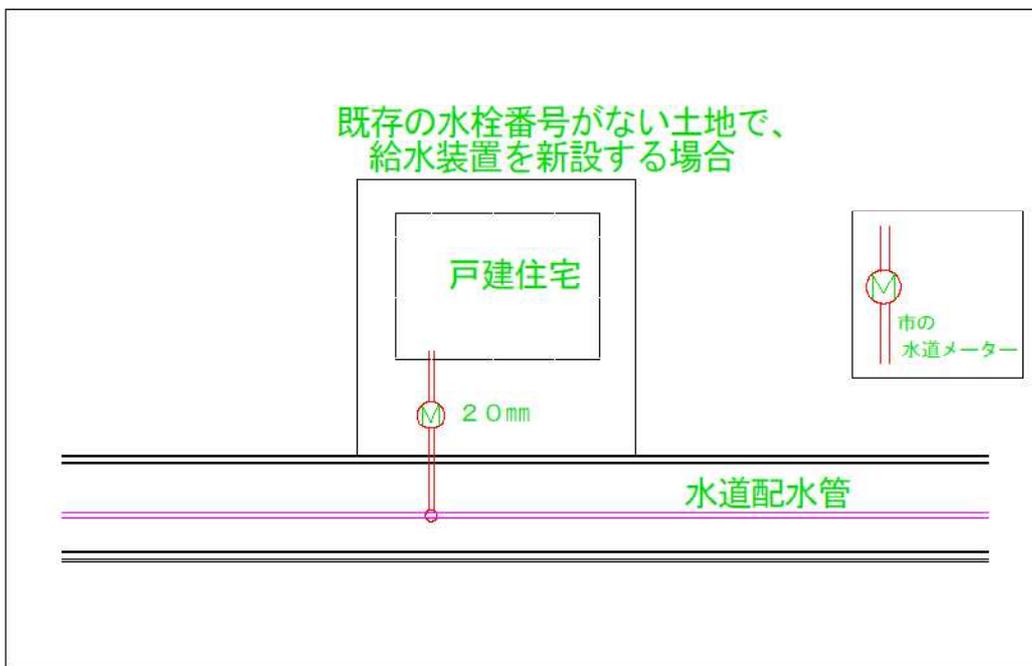
メーター口径	加入金の額（消費税含む）
13mm	99,000円
20mm	132,000円
25mm	253,000円
40mm	770,000円
50mm	1,276,000円
75mm	3,410,000円
100mm	6,710,000円
150mm	19,800,000円
200mm以上	管理者が別に定める

※1 納付金額は、納付日時点における消費税率で算出します。

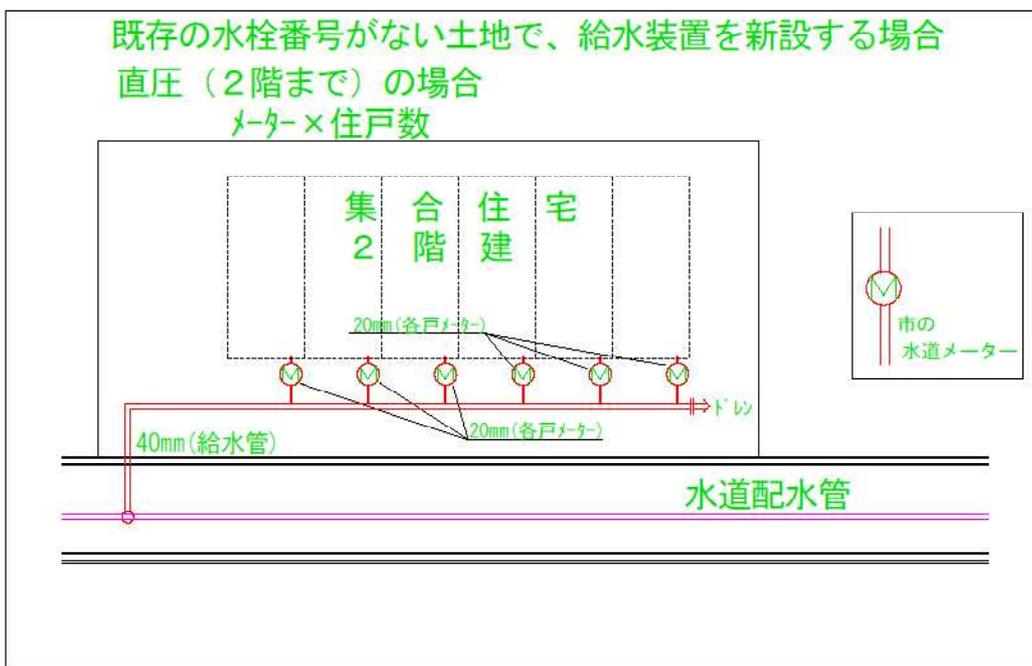
※2 加入金の納付までに、「給水装置工事申込書」の提出が必要です。

1. 既存の水栓番号が「ない」土地で、給水装置を新設する場合

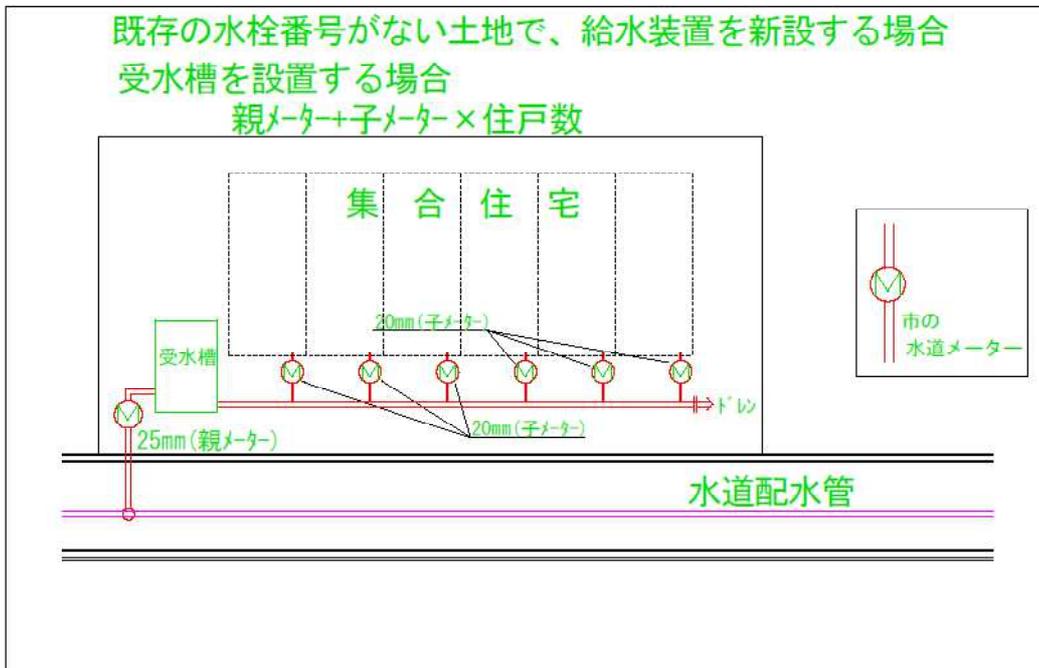
例①：戸建住宅にφ20mmメーターを設置する場合
加入金の額 132,000円



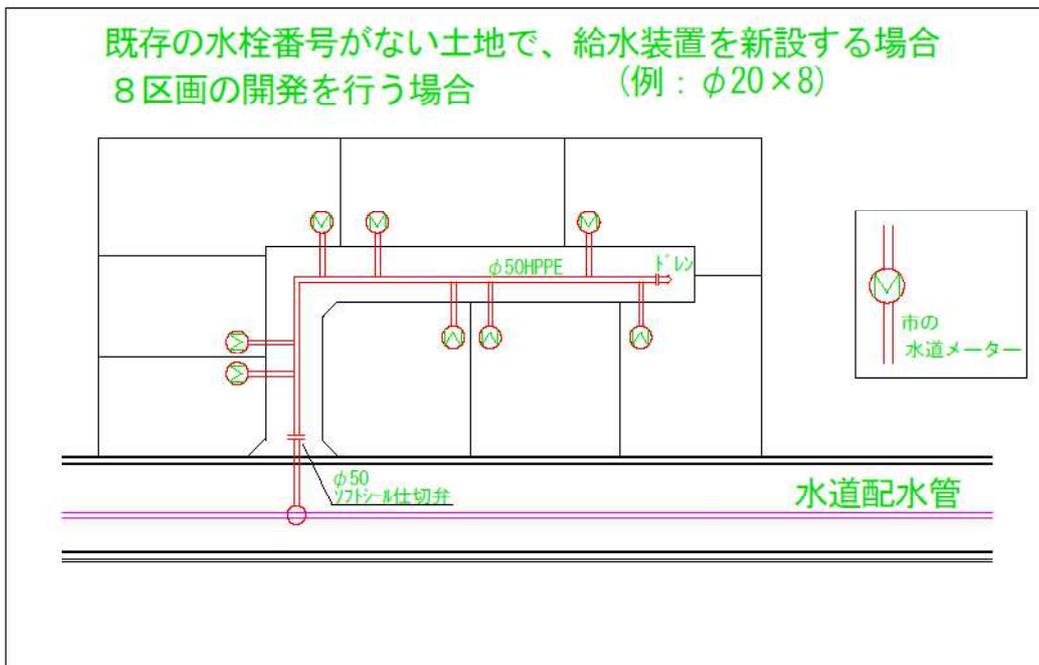
例②：集合住宅（直圧）にφ20mmメーターを設置する場合
加入金の額 792,000円 = 132,000円 × 6 住戸
合計金額を「一括納付」となります。



- 例③：集合住宅（受水槽）にφ20mmメーターを設置する場合
 加入金の額 792,000円=132,000円×6住戸
 親メーターには、加入金は課金されません。
 合計金額を「一括納付」となります。



- 例④：区画割りを行い、各区画にφ20mmメーターを設置する場合
 加入金の額 1,056,000円=132,000円×8区画
 「各区画毎の納付」となります。（各区画の建物給水装置工事毎です。）



2. 既存の水栓番号が「ある」土地で、給水装置を改造する場合

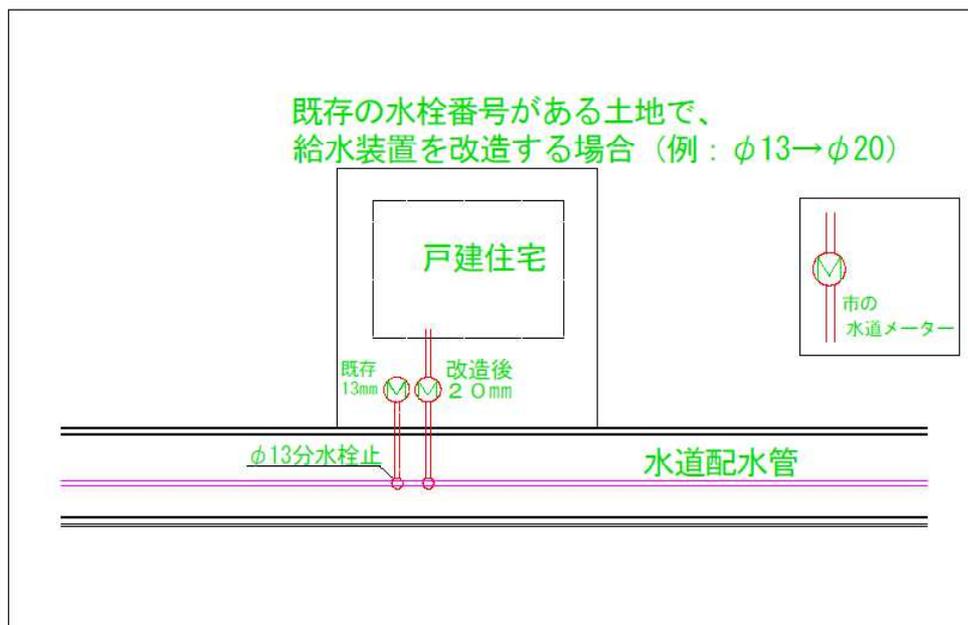
例⑤：戸建住宅にφ20mmメーターを設置する場合

既存φ13mmをφ20mmに増径

加入金の額 33,000円 = 132,000円 - 99,000円

φ13mm加入金とφ20mm加入金の「差額」となります。

* 給水管の撤去および分水止が必要です。

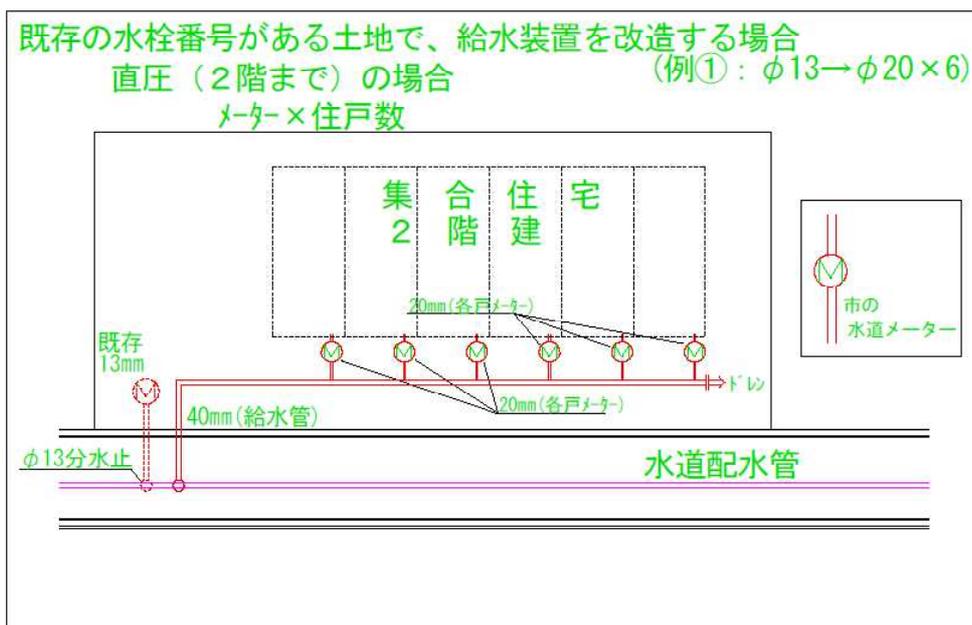


例⑥：集合住宅（直圧）にφ20mmメーターを設置する場合

加入金の額 693,000円 = 132,000円 × 6住戸 - 99,000円

「差額を一括納付」となります。

* 給水管の撤去および分水止が必要です。

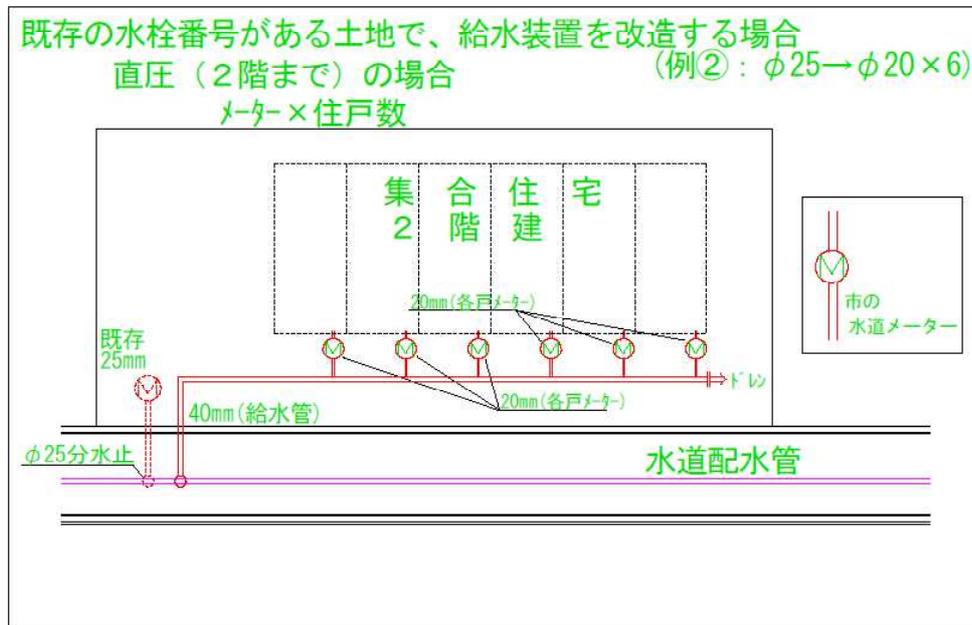


例⑦：集合住宅（直圧）にφ20mmメーターを設置する場合

加入金の額 539,000円=132,000円×6住戸-253,000円

「差額を一括納付」となります。

*給水管の撤去および分水止が必要です。

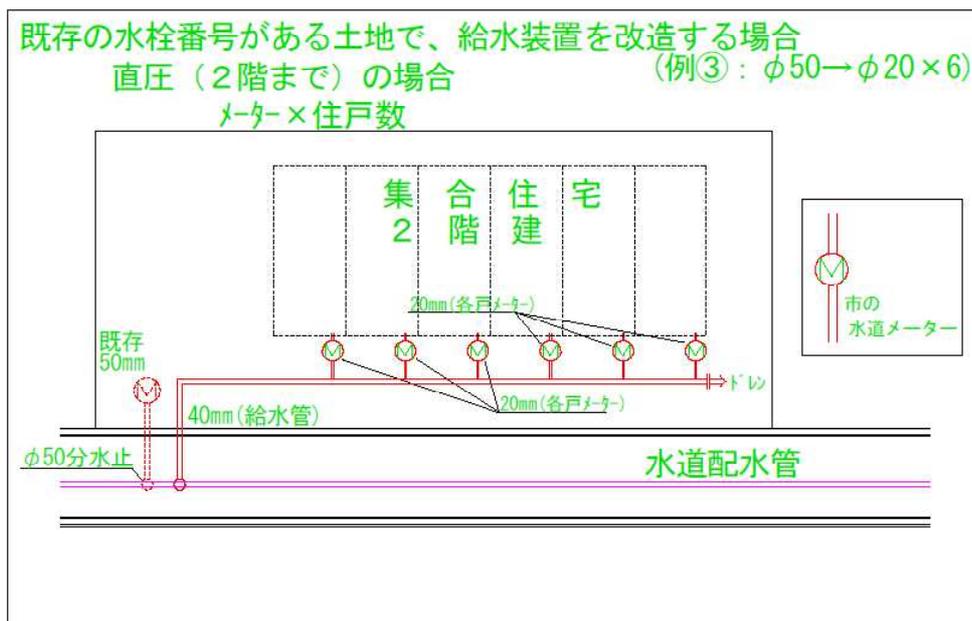


例⑧：集合住宅（直圧）にφ20mmメーターを設置する場合

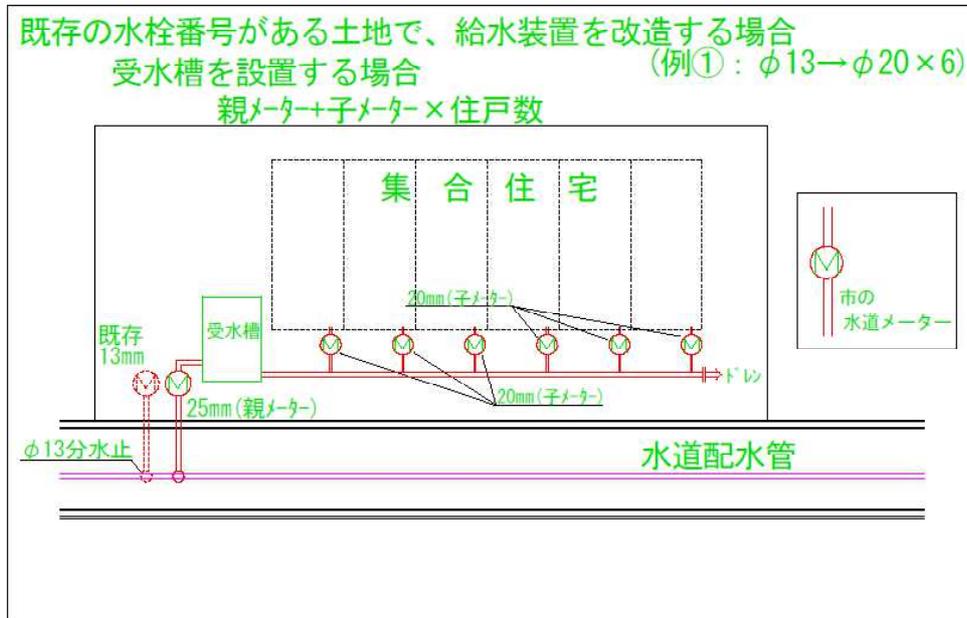
加入金の額 0円≧132,000円×6住戸-1,276,000円

差引後の「差額は還付しません。」

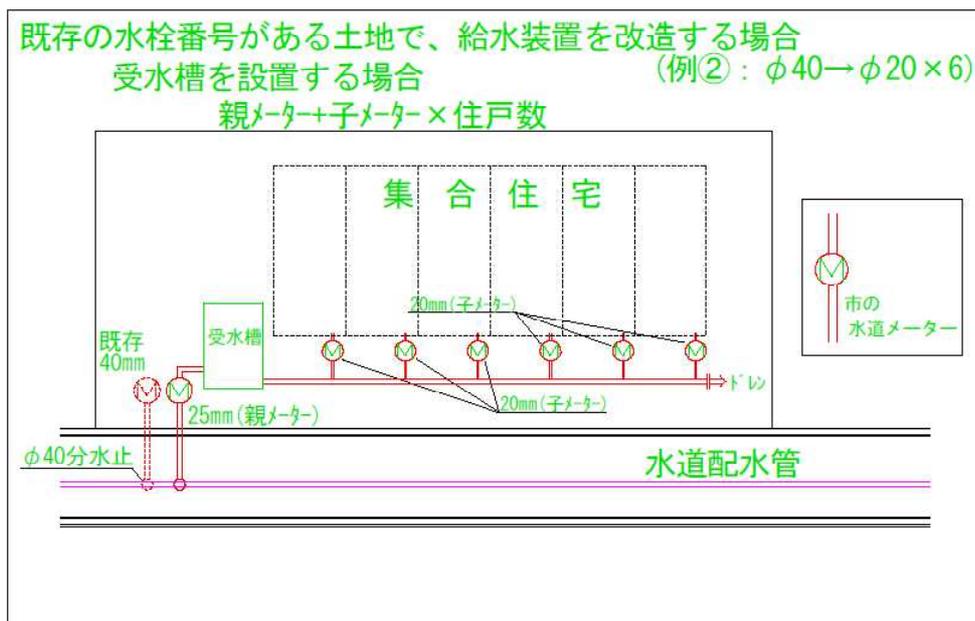
*給水管の撤去および分水止が必要です。



- 例⑨：集合住宅（受水槽）にφ20mmメーターを設置する場合
 加入金の額 693,000円=132,000円×6住戸-99,000円
 親メーターには、加入金は課金されません。
 「差額を一括納付」となります。
 ＊給水管の撤去および分水止が必要です。

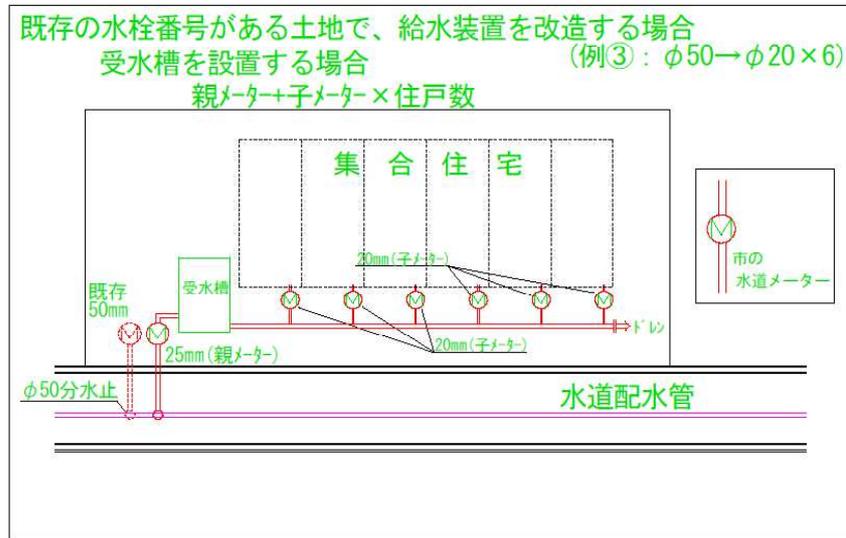


- 例⑩：集合住宅（受水槽）にφ20mmメーターを設置する場合
 加入金の額 22,000円=132,000円×6住戸-770,000円
 親メーターには、加入金は課金されません。
 「差額を一括納付」となります。
 ＊給水管の撤去および分水止が必要です。



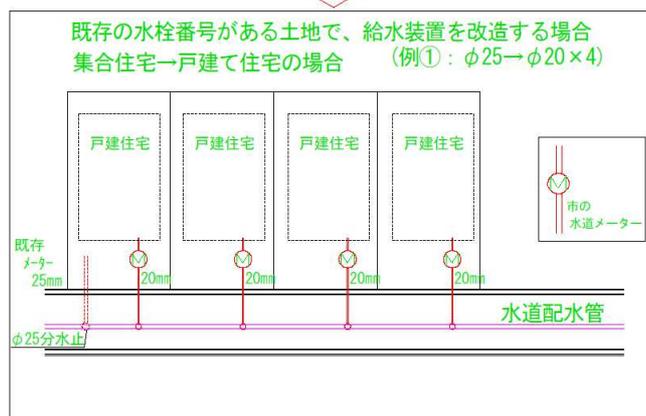
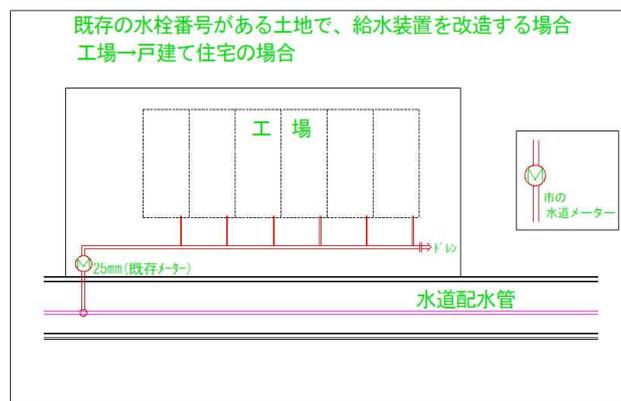
例⑪：集合住宅（受水槽）にφ20mmメーターを設置する場合
 加入金の額 0円≧132,000円×6住戸－1,276,000円
 親メーターには、加入金は課金されません。
 差引後の「差額は還付しません。」

* 給水管の撤去および分水止が必要です。



例⑫：戸建住宅にφ20mmメーターを設置する場合
 加入金の額 275,000円=132,000円×4区画－253,000円
 「差額を一括納付」となります。

* 給水管の撤去および分水止が必要です。

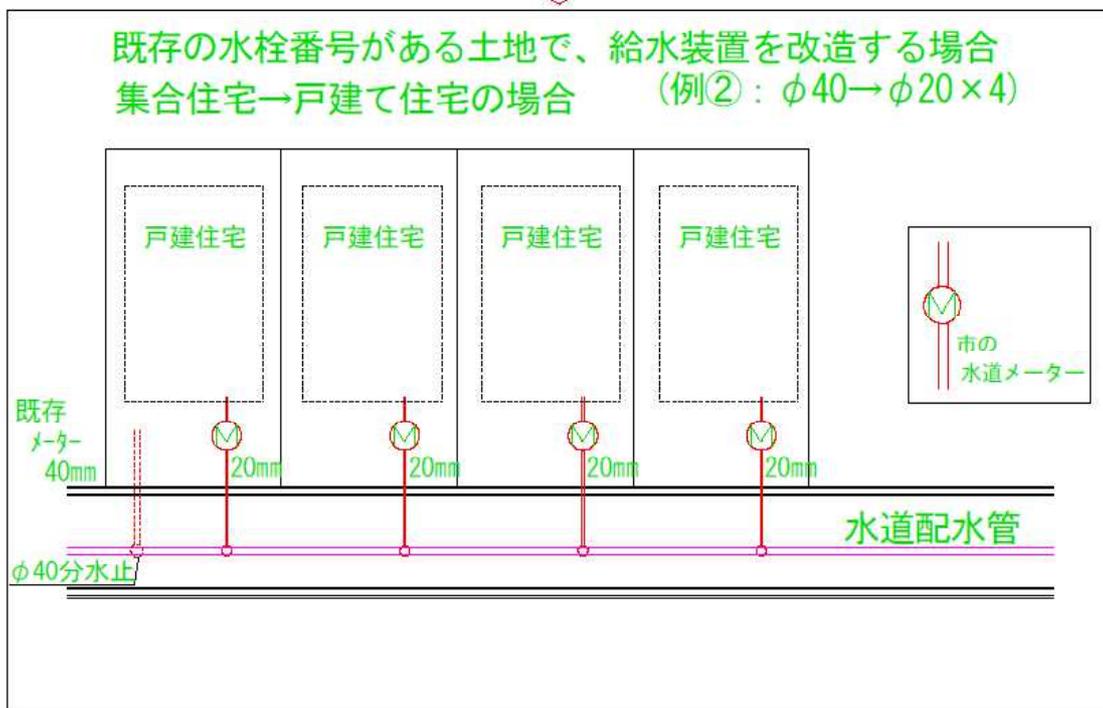
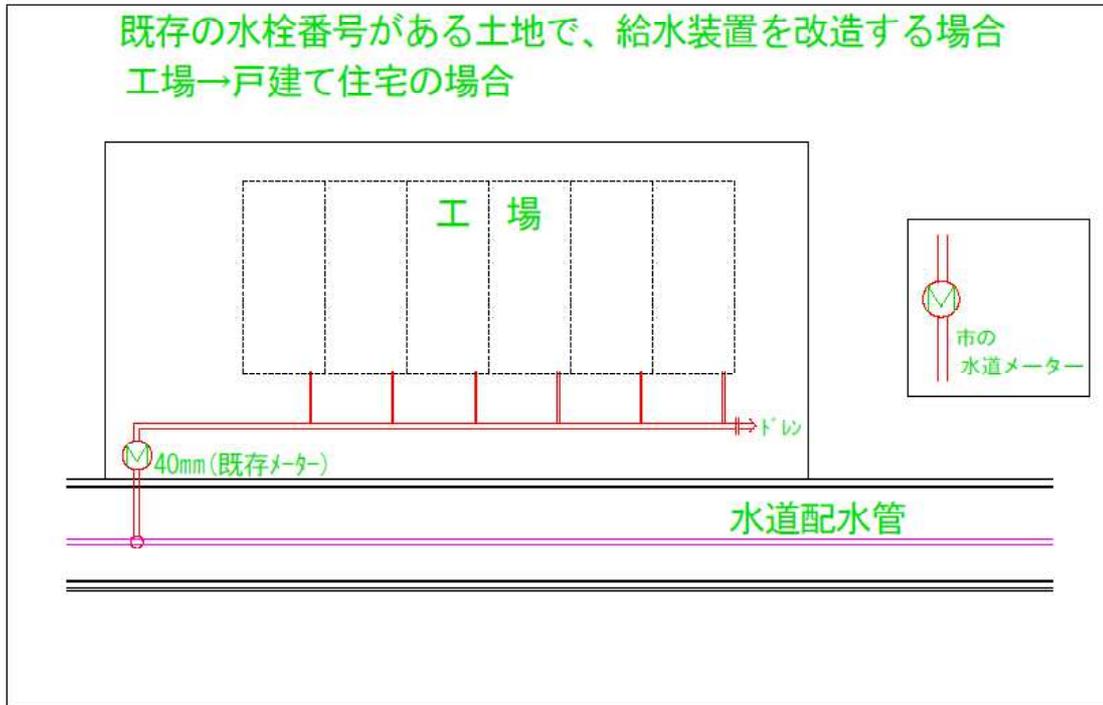


例⑬：戸建住宅にφ20mmメーターを設置する場合

加入金の額 0円≧132,000円×4区画－770,000円

差引後の「差額は還付しません。」

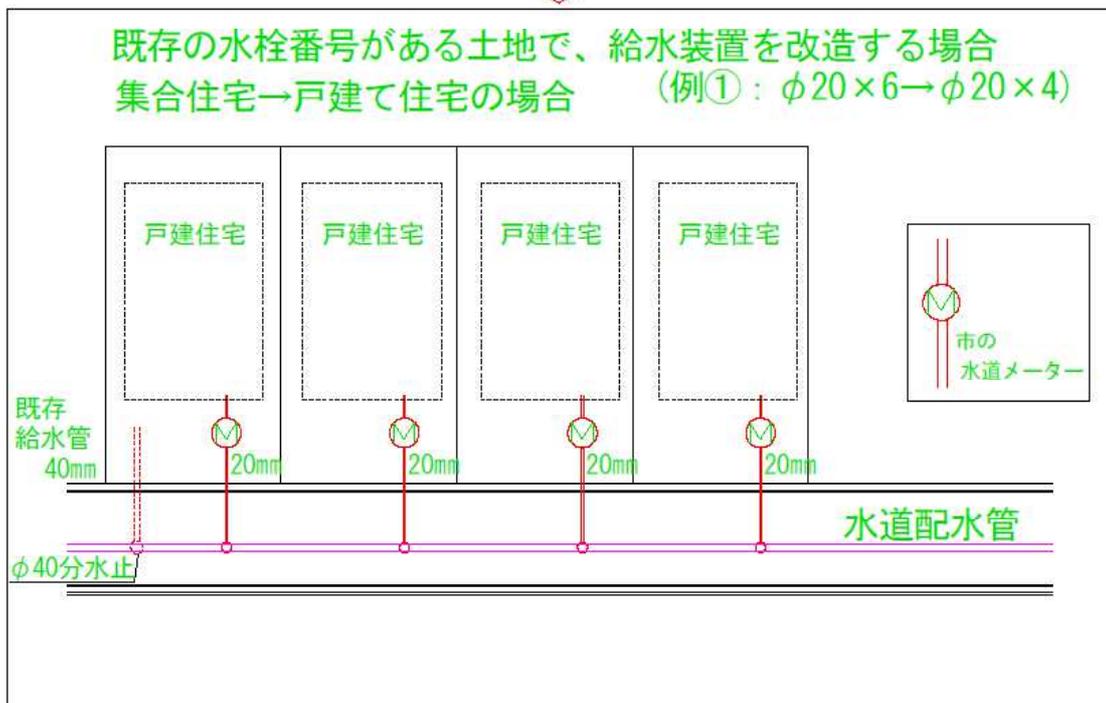
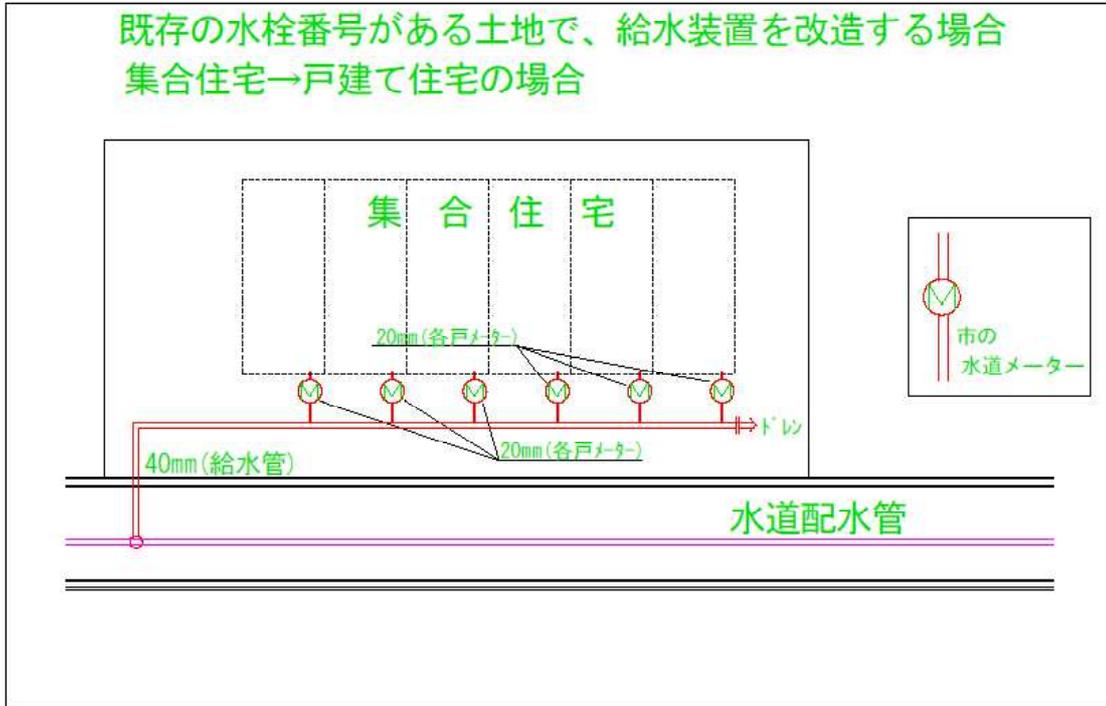
*給水管の撤去および分水止が必要です。



例⑭：戸建住宅にφ20mmメーターを設置する場合

加入金の額 0円 \geq 132,000円 \times 4区画-132,000円 \times 6住戸
差引後の「差額は還付しません。」

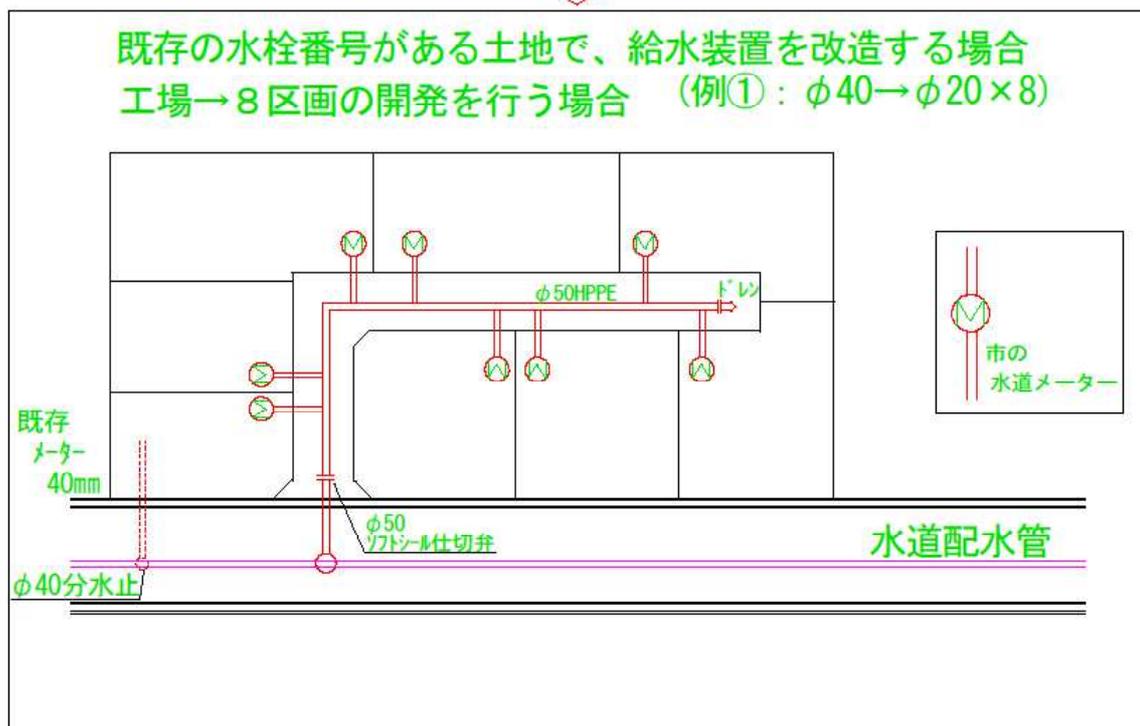
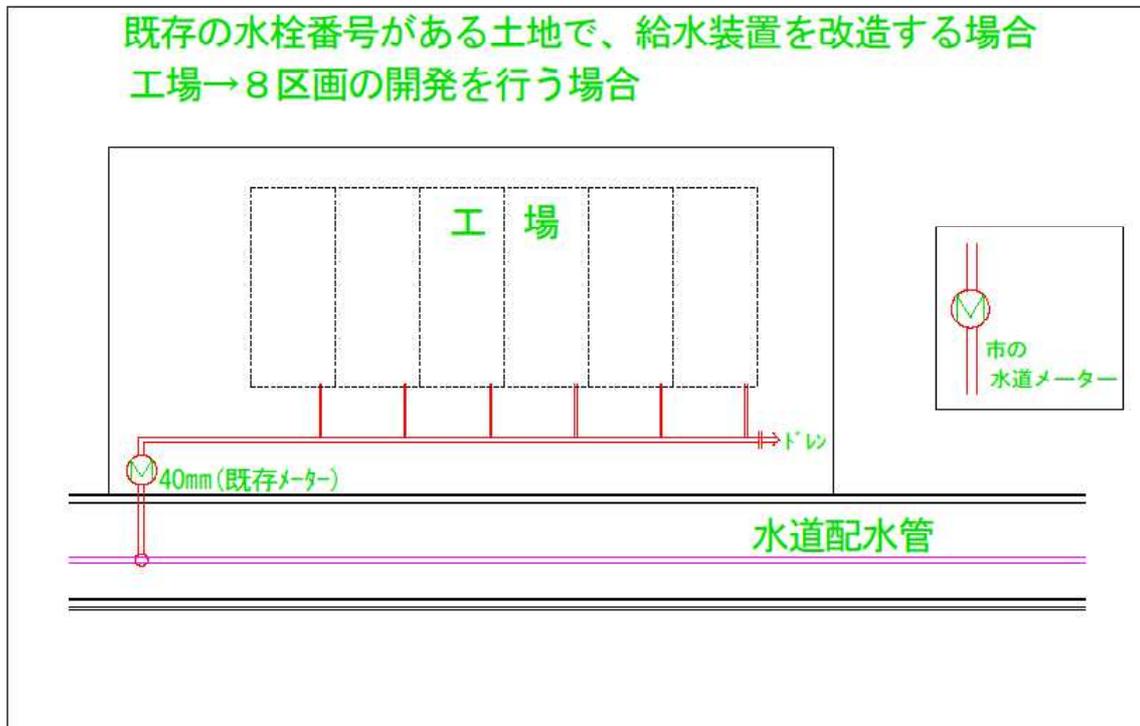
*給水管の撤去および分水止が必要です。



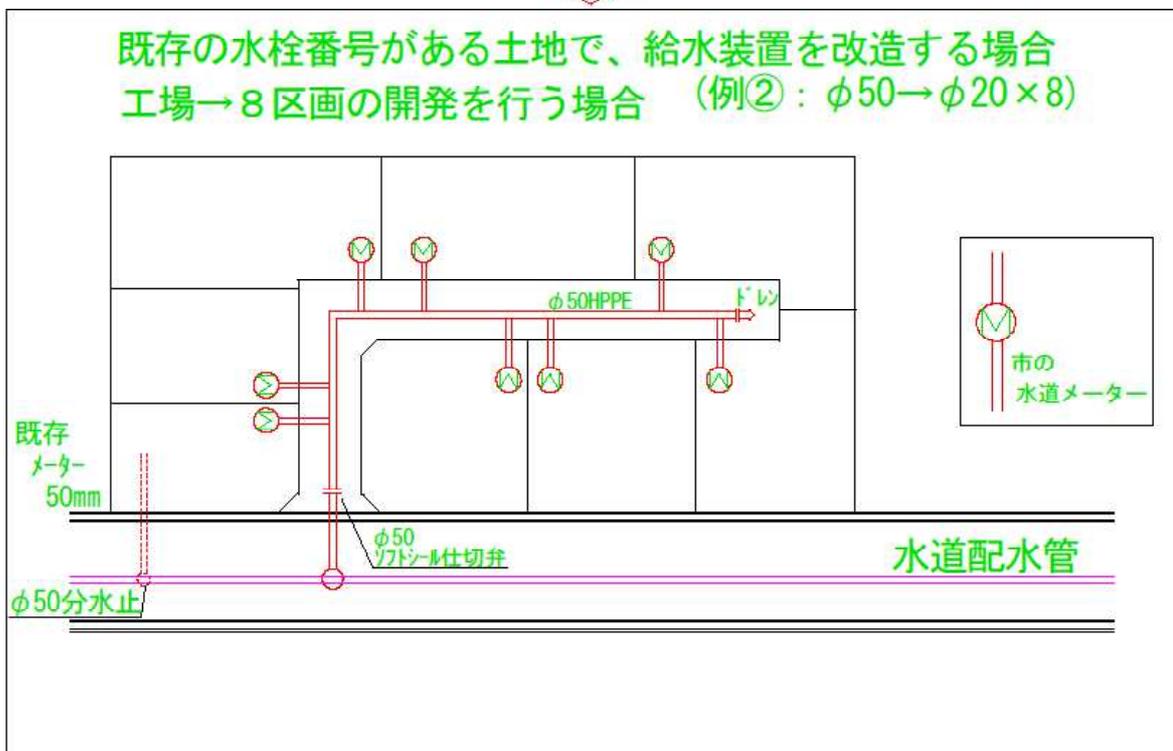
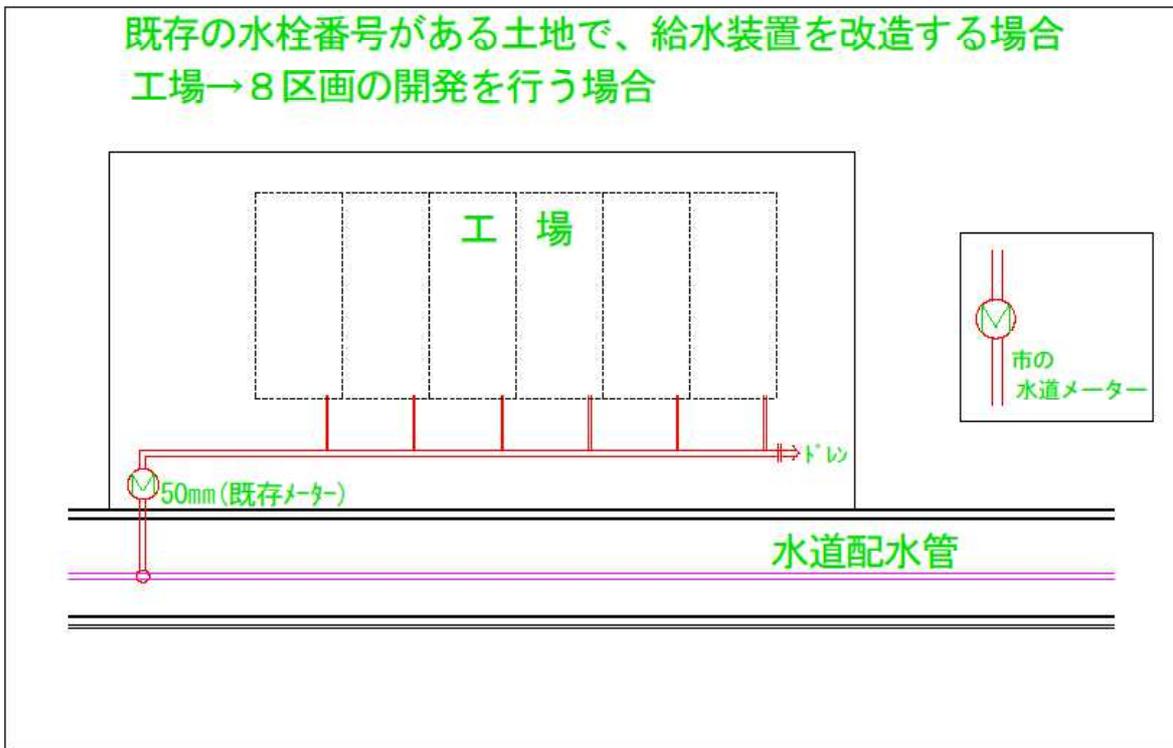
例⑮：区画割を行い、各区画にφ20mmメーターを設置する場合
 加入金の額 286,000円=132,000円×8区画-770,000円
 「差額を一括納付」となります。納付時期は、開発道路内の配水管
布設ならびに各区画への引込管布設完了までになります。

(各区画の建物給水装置工事每ではありません。)

*給水管の撤去および分水止が必要です。



- 例⑩：区画割を行い、各区画にφ20mmメーターを設置する場合
 加入金の額 0円≧132,000円×8区画－1,276,000円
 差引後の「差額は還付しません。」
 ＊給水管の撤去および分水止が必要です。



3. 既存制度からの変更点について（解説）

既存制度は、既に水栓番号がある土地においては、給水装置を改造した場合、メーター口径に関係なく、1対1の変換を行ってきました。

つまり、φ25をφ20×4に改造した場合、φ20×1はφ25と1対1で変換し、残りのφ20×3は新規加入金が課金されてきました。

新制度では、例⑫に見られるように、φ20×4の加入金とφ25の加入金との差引の差額が課金されるようになります。つまり、既存水栓番号に基づく「納付済み加入金の額」と「改造後の加入金の額」との差額となります。

新制度による注意点

- (1) あらかじめ、加入金の額を算定する為、「加入金算定申請書」の提出が必要です。
- (2) 例⑬のように、差額が負になってしまう場合は還付されません。
- (3) 例⑭のように、改造後のメーターの個数が減ってしまう場合は、以前のように使用しない水栓番号は残す事が出来ません。
- (4) 例⑮のように、開発行為等により区画割を行い差額が発生する場合は、従来は、各区画の建物給水装置工事毎に新規加入金を納付していただきましたが、開発道路内の配水管布設ならびに各区画への引込管布設完了までに「差額を一括納付」となります。これは、1対1の変換ではなく金額による差額に変更した事により、先に精算してしまわないと、どの区画が加入金不要であるか判別できない事、また、132,000円等の決まった金額でなく、最終は端数が発生してしまう事によるものです。
- (5) 改造後、不要となった既存給水装置は、分水止および管撤去が原則となります。但し、管理者が認めた場合はこの限りではありません。

加入金を算定する手続きについて

- (6) あらかじめ、改造後の必要加入金を算定する「加入金算定申請書」の提出が必要となります。これは「土地所有者」が申請します。
算定後、差額が負になってしまう場合は還付されません。
- (7) 加入金決定後に改造工事の申込となりますので、提出順序は次のようになります。

* 事前に、現地においてメーター等確認し、水道局で水栓番号等調査したうえで

①加入金算定申請書の提出

↓

②開発に伴う給水協議書の提出（開発行為およびφ25以上の引込を行う場合）

↓

③給水装置工事申込書の提出

↓

④加入金の精算手続き

以上